

青森県報

第三千六百二十四号

平成二十四年
十二月三日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退… （高年齢福祉課）…	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定… （障害福祉課）…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出… （同）…	一
障害福祉サービス事業者の指定… （同）…	二
保安林皆伐許容面積の限度… （林政課）…	二
公共測量の実施… （監理課）…	四
右 同… （同）…	四
道路の区域の変更… （道路課）…	五
道路の供用の開始… （同）…	五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正… （会計管理課）…	五
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要… （商工政策課）…	六

告 示

青森県告示第八百四十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条

の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百一十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百一十五条第二号の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開設者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	辞退の届出年月日	年月日退
北部上北広域事務組合	氏名又は氏名	上北郡野辺地町字田狭沢四〇の九	北部上北広域事務組合立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	平成二四・八・三	平成二四・九・三

青森県告示第八百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
いちい薬局五所川原敷島町店	五所川原市字敷島町五八の一	平成二四・二・一五

青森県告示第八百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	平成二四・二・三〇
名称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスの種類	
就労移行支援	就労移行支援	
名称	主たる事務所の所在地	
ライプリー妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	

青森県告示第八百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	平成二四・二・三一
名称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスの種類	
就労継続支援B型	就労継続支援B型	
名称	主たる事務所の所在地	
ライプリー妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	
同行援護	同行援護	
特別養護老人ホーム桑寿園	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	

青森県告示第八百五十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川〜笹内川	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	保安林種	五二七・一四
岩木川上流	保安林種	九〇〇・八二
平川	保安林種	三八八・二八
浅瀬石川	保安林種	六五九・六四
今別川〜蟹田川	保安林種	一、〇二〇・〇八
青森地区	保安林種	七四四・二六
下北東部	保安林種	一、二八〇・九四
下北西部	保安林種	九四五・八四
上北地区	保安林種	一五六・六八
七戸川	保安林種	六一六・九八
奥入瀬川	保安林種	四四九・一七
馬淵川下流	保安林種	八七七・五八
新井田川	保安林種	一六八・〇六
中村川〜笹内川	土砂流出防備保安林	一八〇・三八

下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・三〇	六六・四〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三一〇・七二
〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一五・九六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九・三二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・三九	四・七〇	〇・六〇

三戸郡南部町	〃	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	〃	八六・三八

青森県告示第八百五十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年十一月十九日から平成二十五年二月二十八日まで

四 測量の地域

青森市鶴ヶ坂地区

青森県告示第八百五十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 三 測量の期間
平成二十四年十一月十九日から平成二十五年二月二十八日まで
- 四 測量の地域
青森市安田地区

1	国 道	三三九号	五所川原市相内露草一〇の一から 五所川原市相内赤坂八四の一まで	変更の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
					後	四九・〇〇メートルから 四二・一〇〇メートルまで	二二二・五〇メートル	
					後	一三三・〇〇メートルから 三三二・七〇メートルまで	一八二・七〇メートル	
					前	一三三・〇〇メートルから 三三二・七〇メートルまで	一八二・七〇メートル	

青森県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三九号	五所川原市相内露草一〇の一から 五所川原市相内赤坂八四の一まで	平成四・三・三

青森県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行田向支店	八戸市青葉三丁目	を
株式会社みちのく銀行田向支店	八戸市大字田向	に改める。

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

三 弘前市の意見の概要

通勤・通学の時間帯であるため、交通障害を生じないよう対応していただきたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

意見書の縦覧

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年十二月三日から平成二十五年一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭